

鶴岡市料理人等高度化支援事業補助金に係る注意事項

1 補助対象者

- (1) 要綱第3項第1号では「飲食店、宿泊業等」としてありますが、これに含まれるものは、「飲食店、宿泊業、婚礼施設」です。
- (2) 要綱第3項第1号に「従事する料理人等」としてありますが、これに含まれるものは飲食店等に従事する料理人及び食を提供する従業員です。
- (3) 現在どの店舗にも所属していない料理人等は、要綱第3項に該当せず、補助の対象にはなりません。
- (4) 法人に所属している料理人等の場合、個人で申請することも可能ですが、その場合は事前に法人の許可を得るようにしてください（申請に必要な書類である「事業計画調書」に記載欄あり）。

2 資格取得支援事業

(1) 対象事業

対象となる資格取得は、「自らの事業の高度化を目指す上で必要となる資格取得事業」が対象となります。

そのため、自らの事業の高度化に当たらないもの、自らの事業とは関係のない資格を取得するためのもの、将来的に他の企業に就職するなどの目的をもって自己のスキルアップのみを目指す資格取得などは対象となりません。

(2) 具体的に事業の対象外となる事例

ア 食品衛生管理者・防火管理者

食品衛生管理者・防火管理者は、飲食店経営を行う上で必ず必要となる資格であり、自らの事業の高度化を目指す事業には当たらず、事業対象となりません。

これに類似する飲食店経営を行うためだけに必要となる他の資格取得は対象とはなりません。

イ 専門学校等に通学し、取得する資格（複数年度の期間を要する資格取得）

専門学校等に通学し取得する資格は、複数年度の事業になることから、会計年度における補助の原則に反し、対象とはなりません。

ウ 資格取得に係る登録料及び更新料

資格取得のため受験等を行い、合格した場合、一定の資格登録に必要な登録料、又は既に資格を持っている資格の更新経費（更新受験、更新受講料及び更新登録料）は対象となりません。対象となるものは、新規の資格取得に係る受験料、受講料となります。

エ 料理提供以外の仕事に従事している場合の資格取得

現在料理提供に携わる仕事をしていないが、将来を見越して自己のスキルアップを目的に資格取得を行うものは、要綱第3項の補助対象者に当たらず対象となりません。

オ 現在の事業とは直接関連性のない資格取得

現在料理を提供している仕事に従事しているが、関連性のない食関連の資格を取得するものや単に資格取得のみを目指すものは対象となりません。

カ 資格取得に臨んだが、不合格となった場合の取組

第7項(2)の実績報告に必要な書類として「資格取得支援事業にあっては取得した資格の認定書」としていることから、不合格となり認定書等を提出できない場合は、補助の対象となりません。そのため、補助申請の取下げをしていただく必要があります。

3 コンクール等参加支援事業

(1) 対象事業

対象となる事業は「料理等の技術向上を目指すために参加する国内外のコンクールへの参加事業」であり、旅費、宿泊料が補助の該当経費となります。

(2) 具体的に対象外となる事業

ア コンクールに応募したが書類審査で落選した場合

当該補助金に申請をして、コンクールに参加したが一次審査(書類審査)で落選した場合は、補助の該当となる費用を要していないため、補助を取り下げていただく必要があります。

4 専門技術研修事業

(1) 国内外研修事業

ア 対象事業

対象となる事業は、「国内外の先進的な取組を行っているレストランでの研修や催事、セミナー等に参加し、自らの技術を高める事業」であり、単なる視察、旅行に類すると認められるものについては、対象となりません。

イ 具体的に対象外となる事例

①複数年度にわたる国内外の研修の事業

年度を越えて研修を行う複数年度の事業は、会計年度における補助の原則に反し、対象とはなりません。

②法人の視察研修

企業が行う視察研修は対象となりません。

(2) 専門家招聘事業

ア 対象事業

対象となる事業は、「先進的な取組みを行っている料理人等の招聘を通じて、自らの事業の高度化に資する事業」であり、料理人等を招聘して自らの事業の営利行為を行うこと、また自らの事業に関係ない事業は対象となりません。

なお、招聘する人材は料理人だけでなく、農林漁業者、企業のアドバイザー、食

の専門家など食に関する幅広い人材を想定しており、また招聘する人材の住所等の要件はありません。(料理人等が地域内の専門家を招聘し、技術を学ぶ事業は対象となります)

イ 具体的に事業の対象外となる事例

①料理人が芸術や接客など自己の事業に関係しない専門家の招聘事業

芸術性などを学ぶために料理人等が専門家を招聘する事業など、自己の事業に直接的に関係しない、また技術の向上につながると認められない事業は対象となりません。

②接遇を学ぶ専門家の招聘

この補助事業は食を提供する人材の技術の向上を図ることを目的としていることから、ホテル旅館等のスタッフが接遇を学ぶ研修や専門家の招聘を行う事業は対象となりません。

5 成果を市民に披露する事業

(1) 事業内容

要綱第2項第2号及び第3号の事業には「その成果を市民に披露する事業」とありますが、これはコンクールや研修、専門家の招聘によって、自らが学んだ経験や知識をもとに、新たな料理に取り組んだり、料理の内容を改良したりしたものを広く PR して実際に自らの飲食店等でお客様に提供する取組を想定しています。

料理人等がこの補助事業を活用して学習した内容を市民に周知し、市民がお客様として実際にその料理等を味わうことを通して、料理人等の技術の定着とともに、本市がユネスコ食文化創造都市として食で賑わいのあるまちを目指すものです。

この事業は、要綱第2項第2号及び第3号の事業を行った場合、実施するよう努めなければなりません。

(2) 具体的に対象となる事例

ア 国内外の研修で得た成果を自らの飲食店で披露する料理フェアの広告費

料理人が研修で得た成果を料理フェアという形でお客様に有償で提供する事業を行う場合の雑誌、新聞等への PR 広告料は対象となります。